

# 旅費規程

(目的)

**第1条** 本規程は、日本歯科技工士連盟（以下、「本連盟」という。）の会議等の招集、本連盟の機関決定、あるいは会長命令に応じ、本連盟の業務遂行のために旅行するときに、その費用を支給するために設ける。

(旅費の範囲)

**第2条** 旅費の範囲は、交通費、会議等出席弁償費及び宿泊料とする。

(旅費等の計算)

**第3条** 交通費は鉄道、航空等について、最も経済的な順路等により計算する。ただし、用務の都合又は天災その他の理由により、順路により難しい場合は、現に通過した順路による。

2 旅費の請求及び精算は、原則として本連盟所定の旅費請求・精算書を旅行会社等に支払った領収証等を添付のうえ提出するものとする。

(運賃の計算)

**第4条** 運賃の計算は、原則として居住地を起点とし、実際の旅程に応じた運賃とする。

2 鉄道運賃は、前項の運賃のほか片道50キロメートル以上の旅行であって、特急料金、急行料金等を徴する路線による場合においては、その乗車に要する料金及び座席指定料金を請求することができる。

3 航空運賃は、原則として往復利用運賃とする。

(日当及び宿泊料)

**第5条** 会議等出席弁償費及び宿泊料の支給額は、会議等出席弁償費は旅行日数に応じ、宿泊料は宿泊日数に応じ次表により定めるところによる。

区 分	会議等出席弁消費		宿 泊 料
	参集会議・業務遂行	WEB 会議等	
役員	1日 2,800円	—	1日 12,000円
役員以外	1日 2,800円	1日 2,800円	

(特別な事由による場合の旅費)

**第6条** 特別な事由により、本規程に定める旅費額又は支給方法を不相当と認めるときは、会長の承諾を得て、その旅費額を増減し又は別に支給方法を定めることができる。

(本連盟外からの支給)

**第7条** 当該旅行において本連盟外からの旅費の支給を受けるときは、その受ける限度において、この規程による旅費を支給しない。

(規程の改廃)

**第8条** 本規程の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

1. 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成24年3月17日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1. 本規程は、令和3年1月1日から施行する。